

# 意見書

国立大学法人徳島大学職員懲戒規則に関する意見は下記のとおりです。

## 記

今回の変更は、「標準例」の改定ということで、実際の事例に対する判定を下すうえで実質的な変化はないと思われます。ハラスメントについては、告発した側、された側双方の言い分が食い違うことが多く、事実関係の認定は難しいところです。引き続き、懲戒にあたっては公正かつ慎重な判断がなされることを希望します。

規則変更の概要の説明では、「令和5年9月29日付けで文部科学省から「セクシュアルハラスメントを含む性暴力等の防止に向けた取組の更なる推進について」の発出があったこと、昨今の行為者への厳正な処分や被害防止徹底への社会的要請の高まりを踏まえ、本学がセクシュアルハラスメント・性暴力等を決して許さないという姿勢を大学内外に向けて一層明確にする必要がある」とのこと。

性犯罪が許されないことは言うまでもありませんが、「文科省からの通知を受けて・社会的要請の高まりを踏まえて」といった受動的な理由によって安易に厳罰化の姿勢を示すのではなく、理性の府としての大学は、みずから主体的に考えて方向性を定めるべきであると考えます。

2024年 1月22日

国立大学法人徳島大学長 殿

常三島地区職員過半数代表者

職 名 教授

氏 名 山口裕之

印